伊豆の国市中小企業事業資金融資制度取扱要領

1 趣旨

この要領は、「伊豆の国市中小企業事業資金融資制度要綱」(平成 17 年 4 月 1 日告示第 49 号)に基づく融資制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 業種について

- (1) 複数の事業(業種)を兼業している場合は、主たる業種で判断をする。
- (2) 商業・サービス業とそれ以外の業種の判断は、信用保証協会の業種分類一覧表による。
- (3) 次に掲げる業種は、中小企業事業資金の融資対象外とする。
 - ア農業
 - イ 林業 (素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)
 - ウ漁業
 - エ 金融業
 - オ 保険業 (保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
 - カ 遊興性の高い業種(信用保証の対象となる業種を除く。)
 - キ 本来的に中小企業として馴染まない業種(宗教など)

3 事業経歴

事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算してさしつかえない。

- (1) 個人から法人に改組した場合 代表者が同一であり、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。
- (2) 法人の一部を独立させ、別法人を設立した場合 実質的に事業が継続されていると認められるもの。

4 従業員数について

- (1) 常時使用する従業員数とし、事業主と同一生計を営む三親等以内の親族及び、臨時的従業員を含まない。ただし名目は臨時雇いであっても実質常雇関係にある場合は常時使用する従業員に含まれる。
- (2) 常時使用する従業員数は本店、支店、工場、営業所等の従業員数の合計とする。

5 対象除外

(1) 設備資金には、次のものの取得に要する資金は除外するものとする。

ア土地

イ 「3」「5」「7」ナンバーの自動車(ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法の指定を受けてサービスの提

供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動 のために使用する道路運送法施行規則第 51 条の 3 第 1 項第 8 号に規定す る福祉自動車は除く。)

- ウ 居住に供する設備
- エ 設備資金については、申込時以前の契約又は設置されているものは、融資対象から除外する。
- (2) 既借入金を返済するための資金として、市制度融資を利用することはできない。ただし、伊豆の国市小口資金の借り換え及び市が特例として認めた場合(金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等)は、この限りでない。
- (3) 法人設立のための出資金
- (4) 主たる事業所が本市外にある中小企業者等は、本市における工場店舗等に係る資金 についての市制度融資を利用することはできない。ただし、静岡県内に主たる事業 所があり、当該工場店舗等の事業に要する設備等に本市から固定資産税等が課税さ れている場合は、この限りではない。

6 提出書類

要綱第5条の審査にあたり、要綱別表に定める提出書類で承認の可否を判断できない場合は、要綱に定める提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

7 その他

特に定めのないものについては、「静岡県中小企業事業資金融資制度取扱要領」に準ずる。

附則

1 この要領は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。